

第11章

いじめによる不登校を防ぐ



【第11章 ナビゲート】

いじめによる不登校への対応では、特に初期対応が重要です。本章では、不登校になりそうな状況を抱えた子どもに対して、不登校にならないように行うべき初期対応を中心にまとめてあります。

子どもが学校を休んだ際、「いじめによる不登校かも」と意識できるかどうかで、結果が大きく変わってきます。いじめの被害者がいったん不登校に至ることは想定しつつ、当たり前の対応を早急、丁寧、誠実、確実に行うことで、いじめによる不登校を回避したいものです。

1 いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法が2013年9月に施行され、学校現場での「いじめ」に対する認知も大きく変わってきました。しかしながら、いじめ件数が減少したりその実態がなくなったわけではありません。

同法では、第28条第1項で、いじめによる「重大事態」として、①生命・心身・財産に関する重大事態、②不登校に関する重大事態の2つが示されています(資料11-1)。①は、自殺念慮、自殺企図、自殺既遂に至る事案、おおむね30日以上に加療を要する傷害事案、金品を要求される等の恐喝事案、精神的な疾患を患うに至った事案などを想定しています。②については、年間30日の欠席を目安としています。そして、①および②の重大事態に至った場合には、学校の

設置者および学校が、組織を設け、いじめ事案に対して適切な対処（調査・報告等）を行うことが定められました（同法、第28条）。

本章では2つの「重大事態」のうちの②、

いじめの被害が不登校につながるのを防ぐ対応を考えていきます。

学校現場では、この法律の施行によって、「遊んでいただけ」「ふざけていただけ」や「冷やかし」「からかい」といった言動への注視、「いじめられる側にも原因がある」といったとらえ方の見直しが行われました。さらに、いじめによる「欠席」に対して、誰がどのように対応をすることで、問題の解決、学校への登校につながるか、真摯に考えるようになってきています。

資料11-1 いじめによる「重大事態」

いじめ防止対策推進法第28条第1項

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 いじめによる不登校への対応

(1) 当たり前の対応を早急、丁寧、誠実、確実にを行う

子どもが学校を休んだときの対応は、いじめがあるなしにかかわ

表11-1 欠席した場合の担任の対応の基本

休み	担任の対応	確認すること
1日目	放課後に電話で確認	病気、体調不良の確認
3日目	家庭訪問による確認 本人との会話	病気、体調不良、心理的な要因はあるかの確認
5日目 および断続的な欠席	保護者との相談 情報の収集 学年、学校内で情報の共有 作戦会議を招集	病気以外も想定（いじめ、学習不振） 保護者の休みに対するとらえ方、認識の把握 今後の方針を見極める

らず、表11-1の対応が基本と考えられます。この対応は、当たり前前の対応ですが、この当たり前をスピーディーかつ丁寧に誠意をもって確実に行うことが不登校にさせない対応でもあります。

(2) 1日休んだら電話、3日休んだら家庭訪問、5日休んだら作戦会議

学級の子どもが欠席をしたら、まず1日目には、放課後、自宅に電話をして「病状の確認、明日の授業連絡等」をします。この当たり前前の対応が、不登校を生まない第一歩です。この当たり前を行わない、忘れたといった意識や感覚が不登校につながり、重大事態を引き寄せることとなります。

休みが3日になったら、「プリントや授業ノートをお持ちします」といった言葉をかけ、家庭訪問をして子どもと保護者に対面し、「体調はどうか？」などと問いかけ、心身の状態の確認をします。

1週間に3日、あるいは断続的な休みが続く場合は、病気以外の要因もあると疑い、子どもの状況についてあらゆる情報を収集する必要があります。もちろん病気であれば、病気が完治すれば登校できるはずです。

(3) 対応の違いは、その後の関係性、結果に影響する

いじめが背景にある不登校では、休み始めの5日間が重要です。休みだした子どもは、「気づいてほしい」「助けてほしい」と願っています。しかし、時間が経過すれば次第にあきらめの感情が芽生え、誰も信用せず、受け入れなくなってしまいます。

表11-2は、担任がいじめによる不登校を意識した対応（先手の対応）と意識できない対応（後手の対応）の違いです。この対応の違いは、その後の子ども・保護者との関係性や結果としての不登校、そして重大事態につながっていくことにもなります。

不登校を意識した対応では、結果として学校復帰ができない状況

表11-2 休み始め5日間の対応の違い

欠席	いじめによる不登校を意識した 〈先手の対応〉	いじめによる不登校を意識できない 〈後手の対応〉
1日目	担任から家庭に電話連絡、話せれば子どもとも話す。	保護者からの欠席連絡のみ、担任は連絡を入れない。
3日目	担任が家庭訪問して、子どもと対面し、体調面なのか、精神面（いじめ）なのか確認する。いじめが想定される場合は、保護者の了解のもと、子どもの話を丁寧に聞く（後日でも可）。大切なのは「話を聞くよ」の確認。保護者とも素早く連携する。	保護者からの欠席連絡のみ。 （保護者は、身体面ではなく精神面だと気づき、子どもに確認をする。いじめが想定される場合は、「担任、学校は気づいているのか？」と思っている。また、保護者は「困った」「どうしよう」と感じている。）
5日目	作戦会議を検討、招集。子ども・保護者の状況をアセスメントする。	担任から初めて家庭に電話連絡し、保護者からいきなりいじめについて問われる。
ここまでの経過	担任、学校はいじめを想定し、子どもの状況を確認し、保護者とも連携して動き出している。	担任、学校はいじめに気づいていない。保護者の対応が先行しているので、この段階では「問われたこと」の後追いになる。
5日間休んだ段階での対応	いじめ調査の確認、子ども等からの情報を集約し、休みの要因を検討、今後の作戦を検討する。 ①校内での作戦会議 ②保護者との作戦会議 ③外部機関との作戦会議 *子ども・保護者に寄り添う形で対応	担任の判断で情報がとどまり、状況の解決はさらに遅れる。 ①報告・連絡・相談（ホウレンソウ）がない ②子どもの状況がわからない ③保護者との関係が希薄 *子ども・保護者の気持ちが離れていく
さらにその後の対応	①一時的な不登校から、登校へ ②子ども・保護者と定期的な相談や面接を実施する ③外部機関とつながり、連携する	①完全な不登校状態になっていく ②保護者は学校に不信感をもち始める ③外部機関にもつながられない状況
経過結果	いじめによる不登校を意識した〈先手の対応〉は、子ども・保護者の気持ちを受け止めながら、学校・保護者・外部機関等が連携する形で進展する。たとえ長欠の状況に陥ってしまっても、未来志向の相談を継続でき、子どもの居場所を確保しながら保護者との関係も保っている。	いじめによる不登校を意識できない後手の対応は、担任段階で情報がとどまり、子ども・保護者の気持ちを受け止められないまま、時間のみが経過。結果的に学校復帰や外部機関等との連携の時期を失い、保護者は学校・担任不信になり、子どもの居場所は完全になくなる。 *重大事態へ発展の可能性大

表11-3 長欠にさせない働きかけ：休み始めからの29日間でできること
 (いじめが理由で休み始めた際の対応)

	不登校を意識した対応	具体的な働きかけの内容
5 日 ま だ	①情報の収集・集約 ②被害者、加害者、保護者等、関係者との面接、聞き取り ③今後の方向性を検討	①担任が情報を集約し、いじめの状況を正しく把握。過去のいじめ調査の確認。 ②被害・加害子どもとの面接、関係する保護者との面接。 ③いじめの全体像を把握。被害子どもの希望を優先し、今後の方向性を検討。スクールカウンセラー等を交えた校内会議。外部機関も視野に入れる。
10 日 ま だ	①教室に戻りたいとき ②教室に戻りたくないとき ③授業等のケア ④外部機関との連携会議 ⑤管理職等との面接	①被害・加害子ども同士の話し合い、謝罪。保護者同士の話し合い。仲直りをしてから教室へ、あるいは別室登校から教室へ。 ②外部機関でのカウンセリング。一時的に適応指導教室への通級も検討。内容によっては警察に相談。 ③担任等が定期的に家庭訪問し、学校の情報を連絡するとともに、授業内容のノートやプリント等は確実に本人および保護者に手渡す。仲間からのメッセージを添える(状態に応じて)。 ④学校に戻りたくないとの訴えが強い場合は、外部機関と学校が話し合い、学校以外の場所も検討。 ⑤学校の姿勢や対応を管理職から保護者に伝える。 ＊子どもの状態を確認しながら具体的な作戦を示す。
20 日 ま だ ～ 29 日 ま だ	①教室に戻りたいとき ②教室に戻りたくないとき ③授業等のケア ④外部機関との連携会議	①別室等を用意し、いつでも登校できるように準備する。加害子どもとの関係を見守る。受けられる授業から、少しずつ参加する。休み時間、給食、掃除時の配慮。無理はさせない。 ②外部機関でのカウンセリング、家庭訪問相談員の派遣、一時的な避難場所として、適応指導教室へ通級などを実施。状況によっては、医療相談もすすめる。警察への相談もあり。担任は定期的に会いに行き、状況を確認する。 ③授業の遅れが心配されるので、授業内容等は確実に伝わるよう配慮。休んでいる間の行事等に対する配慮も忘れない。 ④外部機関と学校復帰に向けた話し合いを実施。 ＊長期欠席を視野に入れながら、今後の作戦を検討する。